

第4章 第5期計画の基本理念、基本目標

第4章 第5期計画の基本理念、基本目標

1. 基本理念

まちづくりの主役が一人ひとりの市民であるのと同様に、地域福祉の主役も地域住民であることが大切です。そのためには、地域において『支え手』側と『受け手』側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる場を創出し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを目指すことが必要となります。

第4期えびの市地域福祉計画・地域福祉活動計画では、基本理念として「住み慣れた地域で自分らしくいきいきと、安心して暮らし続けられるまち ～地域共生社会の実現～」を掲げました。

第5期えびの市地域福祉計画・地域福祉活動計画においては、第4期計画における基本理念を継承しつつ、地域住民が主役であること、そして「えびの市」の地域福祉計画・地域福祉活動計画であることを明らかにし、本市において、女性も男性も、お年寄りも若者も、失敗を経験した方も、障がいのある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる全員参加型の地域社会を目指すため、以下の基本理念を掲げることとします。

みんなでつくる『えびの』
みんなが活躍できる『えびの』
～ 地 域 共 生 社 会 の 推 進 ～

2. 基本目標

基本理念を実現するための指針として、基本目標を掲げます。また、それぞれの基本目標を推進する「目標別施策」及び「具体的施策」を定め、計画期間において実践します。

(1) 基本目標Ⅰ みんなで進める「地域づくり」

地域住民、支援関係機関、行政がそれぞれの立場から取組可能な「地域づくり」を進め、暮らしやすいえびの市を目指します。

(2) 基本目標Ⅱ みんなが役割を持つ「人材・担い手づくり」

人口減少が進む中、持続可能な地域活動のために必要な「人づくり」に取り組みます。また、支える側・支えられる側の関係を越えてみんなが活躍できるような環境づくりに取り組みます。

(3) 基本目標Ⅲ 安心できる「支援体制づくり」

包括的な支援体制づくりやつながりづくりなど、これからも地域で安心して暮らしていけるための支援や取組を進めます。

3. 重点取組（包括的な支援体制）

本市では、令和5年度から令和6年度の2か年において、包括的な支援体制づくりの手段として社会福祉法に位置付けられた「重層的支援体制整備事業」への移行準備に取り組んできました。

重層的支援体制整備事業は、第4期えびの市地域福祉計画・地域福祉活動計画における重点取組の1つである「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築」として位置付けていました。

令和7年度から重層的支援体制整備事業の本格実施を始めるに当たり、第5期えびの市地域福祉計画・地域福祉活動計画においても引き続き重点取組として設定し、基本目標と併せて推進することとします。

なお、本項に掲げる重点取組は、社会福祉法第107条第1項第5号に規定する「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」として位置付けるものです。

また、具体的な取組内容等については、「重層的支援体制整備事業実施計画」においても位置づけ、地域福祉計画との整合性を図ります。

I 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境の整備に関する事項

○ 自治会単位で「ふくしの座談会」を開催し、地域内の様々な住民による「わがまちで困っていることは何か」「公共交通機関は利用しやすいか」などの話し合いを進めます。

こうした主体的な話し合いの結果を踏まえ、地域内の助け合いや、ちょっとした困りごとを地域内で解決するための仕組みづくりを支援します。

○ また、居場所づくりや地域内の世代を超えた交流に加え、身近な相談相手づくりや普段と変わった様子がないかなど、地域における生活課題の発見や早期対応のきっかけとしても活用を図るため、地域における「茶飲ん場」づくりを推進します。

○ 地域住民等の地域福祉活動への関心を高めるため、中学校区単位で「地域福祉推進会議」を開催し、地域課題等について考える機会を作ります。

地域福祉推進会議のテーマは、地域福祉活動計画の進捗状況や振り返りなど、開催回ごとに設定します。

II 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備に関する事項

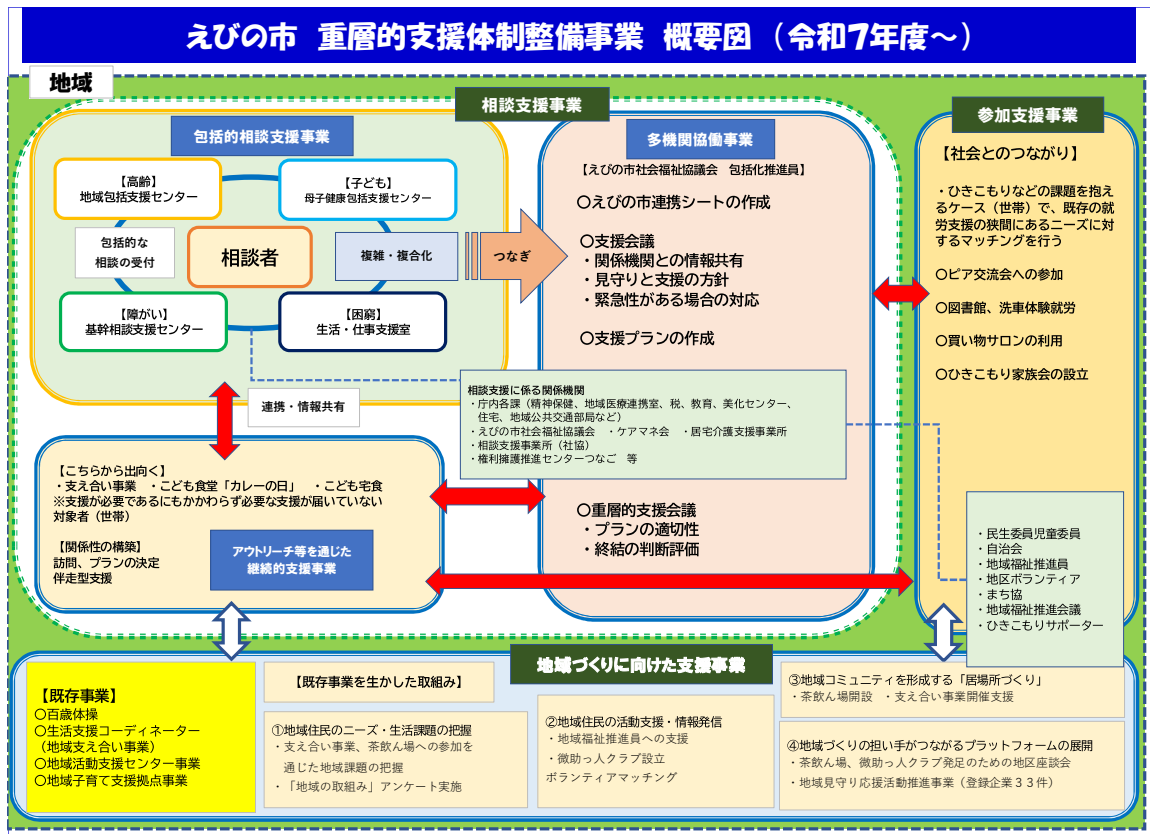
○ 介護、障がい、子育て、生活困窮の分野を柱として、地域住民の相談を包括的に受け止め、断らない相談支援を進めます。

- 市役所に相談することに対して心配や不安を抱くことがないように、「包括的に相談を受け止めること」「相談内容を例示するなど、分かりやすさに留意すること」などの周知に努めます。
- 日頃から民生委員・児童委員等の地域の関係者と連携を図り、課題を抱えた人やその家族について、全体像を把握する必要がある場合などは、適切に支援をつなぎます。
- 地域住民の生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制について、地域住民が集まる場で直接説明するなど、相談しやすい環境づくりを進めるとともに、課題の早期把握に努めます。

Ⅲ 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に関する事項

- 単独の相談支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した課題に対しては、関係機関がチームとなって課題の全体像を把握・共有し、課題に応じた支援を図ります。
- 多機関協働の実施主体はえびの市とし、支援会議等に関するルールを明確化するとともに、適切な支援プランを決定し、相談者に寄り添った対応を行います。地域福祉に資する事業について実績やノウハウを有しているえびの市社会福祉協議会と連携を図りながら、各関係機関との対応力強化や連携強化を進めます。
- 課題に応じて多機関協働の連携機関が集まり、支援の方向性や考えられる役割をその都度協議する体制を作ります。
- 人口減少や少子高齢化が進む中、相談支援機関のスタッフを「地域資源」として捉え、持続可能な相談支援体制が図られるよう、役割に応じた支援を行うための支援会議等を充実させます。
- 課題を抱える人のニーズを把握するため、定期的に市民アンケートを実施し、地域住民の声を多機関協働に反映させます。

【本市の重層的支援体制整備事業イメージ】



【重層的支援体制整備事業の枠組み】

	社会福祉法	該当する事業・既存事業	事業内容・役割
I 相談支援	包括的相談支援事業 (法106条の4第2項第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域包括支援センター ● 基幹相談支援センター ● 子育て世代包括支援センター ● 生活・仕事支援室 (生活困窮者自立相談支援事業) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ● 既存支援機関のネットワークで対応 ● 複雑化・複合化した課題は多機関協働事業につなぐ
	(新規) 多機関協働事業 (法106条の4第2項第5号)		<ul style="list-style-type: none"> ● 重層的支援体制整備事業の柱 (全体調整) ● 市全体で包括的な相談支援体制を構築 ● 支援関係機関の役割分担
	(新規) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (法106条の4第2項第4号)	<ul style="list-style-type: none"> ● 重層的支援開催・運営 ● 各相談機関との調整、助言 ● 狭間の就労支援、就労体験 ● 居場所づくり ● アウトリーチ支援による伴走的支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援が届いていない人に支援を届ける ● 会議や関係機関とのネットワークにより潜在的な相談者を見つける
II 参加支援	(新規) 参加支援事業 (法106条の4第2項第2号)	市が主体となり一体的に実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会とのつながりを作るための支援 ● 利用者ニーズを踏まえたメニュー作成 ● 受け入れ・定着支援 ● 既存の社会参加支援では対応できない狭間への対応
III 地域づくりに向けた支援	地域づくり事業 (法106条の4第2項第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域介護予防活動支援事業 ● 生活支援体制整備事業 ● 地域活動支援センター事業 ● 地域子育て支援拠点事業 ● 生活困窮者支援等のための地域づくり事業 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域資源の掘り起こし、地域課題の共有 ● 世代や属性を超えて交流できる場の整備 ● 個別の活動や人の支援 ● 地域活動支援、活性化

4. 生活困窮者自立支援方策について

社会・経済の構造的な変化等により、生活保護受給者や生活が困窮するリスクの増加を踏まえ、平成27年に「生活困窮者自立支援法」が施行されました。

法の施行に伴い、生活保護に至る前の状況にある人への支援が強化されると同時に、生活困窮者自立支援は地域福祉の拡充へとつながる重要な施策となりました。

このため、生活困窮者自立支援を具体的な施策に位置付けるとともに、市町村地域福祉計画に盛り込むこととされている「生活困窮者自立支援方策」について以下のとおり取り組むこととします。

I 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項

- 生活困窮者自立支援は、生活保護に至る前の状況にある人への支援を強化するための、いわゆる第2のセーフティネットであり、「誰も取り残さない地域社会」を目指す基本理念に通じるものです。
- 生活困窮者自立支援について、地域福祉計画における基本理念及び基本目標と併せて明記することにより、重要性を示すとともに、既存のあらゆる福祉サービスとの連携が必要であることから、権利擁護、高齢・障がい・子育て、地域づくりなどの分野と一体的に進めるために必要な具体的施策を進めます。

II 生活困窮者の把握等に関する事項

- 支援の対象となる生活困窮者に関する必要な情報及び把握方法は次のとおりです。
 - 1 生活困窮者の状況の把握に関する必要な情報
 - ・生活保護に関する情報（生活保護者数、被保護世帯数等の増減）
 - ・「えびの市生活・仕事支援室」への相談件数及び支援件数
 - ・民生委員・児童委員からの情報提供
 - ・租税等の滞納繰越額
 - ・市民アンケート結果
 - ・その他経済・社会状況の変化や要因など、生活困窮の実態に関連する情報

2 生活困窮者の自立支援に関する事項

①生活困窮者自立支援法に基づく支援

(必須事業)

- ・自立相談支援事業
- ・住居確保給付金

(任意事業)

- ・就労準備支援事業
- ・家計相談支援事業

②関係機関・他制度、多様な主体による支援

- ・重層的支援体制整備事業
- ・社会福祉協議会による支援（みやざき安心セーフティネット事業、生活福祉資金貸付事業、暮らし支えバンク事業、こども宅食事業等）

3 生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・相談できる場づくり（茶飲ん場）
- ・ほっこりサロン
- ・ちょっとした困りごとを地域で解決できる仕組みづくり、活動団体設立促進
- ・市民アンケートの結果が示すように、自分が住んでいる地域について、「住民同士のまとまりや助け合いが少ないこと」「経済的に困っている家庭のこと」「暮らしや福祉について相談できる人がいないこと」といった状況に対して多くの人が「何とかしなければならない」と感じており、地域住民一人ひとりが問題意識を抱えている状態にあります。

「3. 重点取組（包括的な支援体制）」でも記載したように、ふくしの座談会や居場所づくり、またちょっとした困りごとを地域内で解決できる仕組みづくりなど、住民が「何とかしなければならない」と感じている課題を共有し、課題解決や各種福祉サービスへとつなげる体制づくりを進めていきます。

5. 施策の体系

基本理念	基本目標	目標別施策・分野別施策	
<p style="text-align: center;">な る</p>	基本目標Ⅰ みんなで進める「地域づくり」	(1) 助け合い、支え合う地域づくり (2) つながる地域づくり (3) 防犯・防災の地域づくり	
	<p style="text-align: center;">『 の 進 躍 る 』</p>	基本目標Ⅱ みんなが役割を持つ「人材・担い手づくり」	(1) 地域活動を進めよう (2) みんなで考える地域課題 (3) 人と人との交流・人と地域資源とのつながり
	<p style="text-align: center;">『 の 進 躍 る 』</p>	基本目標Ⅲ 安心できる「支援体制づくり」	(1) 福祉サービスの推進と連携 (2) みんなで支える健康と長寿 (3) 権利擁護の推進とサポート (4) 社会とのつながり支援 (孤独・孤立対策)

具体的施策 (えびの市)	具体的施策 (社会福祉協議会)
①包括的な支援体制の推進・充実 ②高齢者の見守り活動 ③ボランティアセンターの利用促進 ④民生委員・児童委員、主任児童委員との連携	①地域支え合い事業（ほっこりサロン）の充実 ②地域見守り応援活動の推進・啓発 ③ボランティア活動の推進
①地域づくり事業の充実 ②まちづくり協議会の活性化 ③市民活動の支援・環境整備	①居場所づくり（茶飲ん場）の支援 ②学校と連携した体験学習の実施 ③社会福祉大会・地域福祉推進大会の活性化
①自主防災組織などの活動支援 ②避難行動要支援者台帳・個別避難計画の整備 ③避難支援協力員の確保 ④防災意識の啓発 ⑤防犯活動の推進	①災害ボランティアセンター運営訓練による備え ②安心お助けきずなカードの周知・啓発 ③子どもを危険から守るためのサポート ④更生保護女性会へのサポート
①地域福祉推進員の確保 ②出前講座の活用促進 ③老人福祉センターの活用促進 ④高齢者クラブ活動への支援	①福祉団体への支援 ②微助っ人（びすけっと）クラブの設立推進 ③福祉バザーの開催 ④楽しい地域活動を支援
①地域福祉推進会議の開催 ②地域福祉推進員の活動促進・人材育成 ③審議会等の充実 ④制度の狭間の課題への対応	①「ふくしの座談会」を通じた課題の把握 ②地域福祉活動計画の検証 ③地域課題に関する話し合いの場の確保
①世代間交流活動支援 ②高齢者の生きがいづくり ③市民ニーズの把握と活用 ④相談支援機関の人材確保と連携	①ボランティア体験事業を通じた交流 ②こども・地域食堂の充実
①高齢者支援 ②障がい者支援 ③こども・子育て支援 ④生活困窮者等に対する横断的な支援 ⑤福祉以外の分野との連携	①高齢者支援 ②障がい者支援 ③こども・子育て支援 ④生活困窮者支援 ⑤地域における社会福祉事業の充実・協働
①認知症施策の推進 ②心と体の健康づくり ③高齢者が楽しく運動できる環境づくり ④みんなでお祝いするご長寿	①ご長寿「ほっこり夫婦」祝賀会 ②高齢者レクリエーションの充実
①成年後見制度の推進・啓発 ②こどもや若者の成長を支える ③暴力（DV）・虐待の防止	①「あんしんサポート事業」の充実 ②日常生活における心配ごと・法律相談の実施 ③権利擁護推進センターとの連携
①孤独・孤立対策の推進 ②ひきこもりやその家族への支援 ③多機関協働等の取組	①「わくわく・お出かけサロン事業」の充実 ②交流会の企画・参加促進 ③支援機関や地域との連携

第5章 分野別具体的施策

第5章 分野別具体的施策

基本目標Ⅰ みんなで進める「地域づくり」

(1) 助け合い、支え合う地域づくり

社会福祉法に位置付けられた地域共生社会を推進するため、地域住民と行政が連携して「地域住民の気にかける関係性」が創られる環境を目指します。

また、支える側と支えられる側に分かれることなく、地域住民全体でお互いが助け合うことができる仕組みづくりを進めることにより、課題の早期発見や地域資源の効果的な活用を図っていきます。

行政が取り組むこと

- ① 包括的な支援体制の推進・充実
- ② 高齢者の見守り活動
- ③ ボランティアセンターの利用促進
- ④ 民生委員・児童委員、主任児童委員との連携

① 包括的な支援体制の推進・充実（福祉課）

悩みや課題を抱える人やその家族は、課題が1つとは限りません。また、提供される福祉サービスや支援の方法も複雑化・複合化した悩みや課題に応じたものにする必要があります。

重層的支援体制整備事業による支援体制の強化をはじめとして、高齢者・障がい者・子育て・生活困窮の各分野が相互に連携・協力することにより、地域生活課題に対する支援が包括的に提供される体制を整備します。

② 高齢者の見守り活動（福祉課／介護保険課）

市民アンケートにおいて回答者が「何とかしなければならない」と感じている地域課題は、「高齢者同士の介護」「介護が必要な高齢者がいる世帯」「障がいがある独居高齢者」などが多くみられたことから、高齢者施策については、特に重点的に取り組まなければならない分野となっています。

65歳以上の一人暮らし高齢者世帯や75歳以上のご夫婦世帯について、民生委員による見守りや声かけを通じて安心な暮らしができるよう、活動を支援します。

また、一人暮らし高齢者の増加により、高齢者の見守りを家族だけが担うことが困難になっています。

地域包括支援センターや在宅介護支援センターの各種事業を通じて必要な支援に努め、特に頼れる身寄りがない高齢者等への対応について、住民主体の活動を含め地域の多様な主体による取組等を組み合わせ関係者の連携の中で対応していきます。

③ボランティアセンターの利用促進（市民協働課）

ボランティア活動に関する市民アンケートの回答結果において、地域のボランティア活動に参加していない原因として「参加の方法が分からない」「興味のある活動が見つからない」などの意見がありました。このため、ボランティアセンター運営に対する支援と併せ、ボランティア連絡協議会と連携して、ボランティア活動の普及や啓発を分かりやすく行います。

④民生委員・児童委員、主任児童委員との連携（福祉課）

民生委員・児童委員、主任児童委員は、地域の実情を把握し、地域住民からの相談に応じ、必要な支援を受けられるように行政や専門機関などの適切な支援・サービスにつなぐ役割を担っており、地域住民に最も近い存在となっています。

民生委員・児童委員協議会役員会や定例会に参加して課題の共有を図るほか、活動に必要な研修の開催や資料の提供など、民生委員・児童委員活動が円滑に図られるように連携を進めます。

また、地域において、民生委員・児童委員の成り手がいないため、本市の定数に対する充足率が低下している状況となっています。活動のPRや広報を積極的に行うとともに、民生委員・児童委員確保のための環境整備を図っていきます。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ①地域支え合い事業（ほっこりサロン）の充実
- ②地域見守り応援活動の推進・啓発
- ③ボランティア活動の推進

①地域支え合い事業（ほっこりサロン）の充実

地域支え合い事業は、レクリエーションや昼食会などを通じて閉じこもりがちな高齢者や障がい者、子ども達が健康で明るく、いきいきと生活できるよう支援するもので、地域のボランティアが中心となって運営しています。

また、「公民館集い型（ほっこりサロン）」「見守り訪問型」「居場所型」など、地域の実情に応じて開催されており、内容も地域の創意工夫により様々な取組を展開しています。

これらの取組内容をさらに進めるとともに、参加者が周囲に悩みを相談できる環境づくりや地域課題の気づきの場としても生かせるよう、より良い事業を目指します。

②地域見守り応援活動の推進・啓発

一人暮らしの高齢者や障がい者、子育て世帯など、支援が必要と思われる方への見守り活動について、民間事業所の協力をもらい、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを目指します。

事業の趣旨に賛同いただいた市内の民間事業所を「みな・ほっと見守り応援隊」として社会福祉協議会に登録し、訪問先の様子が普段と違うなど、何らかの異変を察知した場合に、連絡窓口であるえびの市社会福祉協議会へ連絡するとともに、緊急を要する場合は警察署や消防署へ通報を行います。

活動の周知を図り、地域の助け合いによって誰もが安心して暮らすことができる「お互い様・おかげ様の地域づくり」の実現を進めます。

③ボランティア活動の推進

えびの市社会福祉協議会内に「えびの市ボランティアセンター」を設置し、県下一斉ボランティア奉仕作業の実施や傾聴ボランティア、暮らしねっとサポーターの養成などを推進しています。ボランティアに興味を持ち、誰もが気軽に参加できるような環境づくりを進めるため、「ボランティアセンターだより」を発行し、助け合い・支え合い活動を啓発します。

(2) つながる地域づくり

地域住民が様々な活動に参加することにより、参加者の「かおの見える関係」が作られるとともに、地域課題や地域資源などについて知る機会が増えることが期待できます。

少子高齢化や生活スタイルが変化する中、住民同士がつながり、これからも暮らし続けたいまちづくりを進めるためのコミュニティなど、つながりを深める施策を展開します。

行政が取り組むこと

- ①地域づくり事業の充実
- ②まちづくり協議会の活性化
- ③市民活動の支援・環境整備

①地域づくり事業の充実（福祉課）

重層的支援体制整備事業の取組の一つとして位置付けられる地域づくり事業は、地域の実情に応じて「地域住民のニーズ・生活課題の把握」「地域住民の活動支援」「地域コミュニティを形成する居場所づくり」「行政や地域住民等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開」を実施することとされています。

重層的支援体制整備事業と地域福祉計画を連動させながら、地域のつながりの中で、住民の多様なニーズや生活課題に対応できるような体制づくりを図っていきます。

②まちづくり協議会の活性化（市民協働課）

中学校区ごとに組織されているまちづくり協議会は、「えびの市自治基本条例」に基づき、自治会単独では実施できない活動並びに複数の自治会及び各種団体等と連携して親睦グラウンドゴルフ大会や防災訓練、イベントなど、効率的かつ効果的な活動に取り組んでいます。

まちづくりの主役は市民であり、地域住民です。地域住民がつながり、楽しく参加できるようなまちづくり協議会の活動を通じて、市民が自ら地域を築くことができるような取組を進めます。

また、まちづくり協議会内の福祉部会が実施している「声かけ運動」や地域ごとの「はつらつ百歳体操」など、地域の実情に合った活動の支援や地域課題の把握に努めます。

③市民活動の支援・環境整備（市民協働課）

市民が主体的に取り組む市民活動を支援するため、市民活動支援センターを設置しています。

また、市民活動の活性化を目的とした研修会や講演会の実施や、市民団体が参加する交流会を通じた情報交換が図られています。市民活動支援センター登録団体を増やし、活動団体がつながるような取組を市民団体とともに進めます。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ①居場所づくり（茶飲ん場）の支援
- ②学校と連携した体験学習の実施
- ③社会福祉大会・地域福祉推進大会の活性化

①居場所づくり（茶飲ん場）の支援

外出の機会が少なく、閉じこもりがちな高齢者からは「人と会っておしゃべりすることが楽しみ」という声が多く聞かれます。また、障がいのある人、子育て世代などが気軽に立ち寄ることができるような環境の整備が求められています。

地域住民がつながり、関係を深める中で、支援を必要とする人を早期に発見して課題が複雑化する前に適切な支援につなげたり、孤立を防ぐなど、居場所づくりに取り組むための説明会等を実施して対象地区を増やします。

居場所づくりは、世代を問わない様々な地域の人が集い、楽しみ、生きがいを持つことが重要です。

これから取り組もうとする地域においても、柔軟で楽しめるようなアイデアや意見を出してもらえよう、支援を行っていきます。

②学校と連携した体験学習の実施

市内の各学校と連携し、児童生徒が車いす体験、高齢者疑似体験、アイマスクを着用した歩行体験などを通じて福祉に対する意識の向上を目的とした福祉体験事業を実施します。

子どものころから体験を通じて福祉に触れる機会を持つことにより、高齢者や障がいのある人の気持ちを理解し、誰もが幸せに暮らしていくためには何が必要かについて、学ぶ機会を作ります。

③社会福祉大会・地域福祉推進大会の活性化

社会福祉大会と地域福祉推進大会をそれぞれ隔年ごとに実施しており、社会福祉大会は多年にわたり社会福祉の発展に功労のあった方々を表彰し、今後の一層の活躍を期待するとともに、本市の社会福祉の更なる充実に向けた啓発を図る機会としています。また、地域福祉推進大会は、講演や事例発表を通じて、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域を目指し、地域住民が力を合わせ、支え合い、助け合いながら地域課題の解決に積極的に関わるために何が必要かを考えることを目的に実施しています。

これらの大会を、地域住民一人ひとりがつながる場として捉え、さらに充実させるような取組を進めます。

(3) 防犯・防災の地域づくり

地震などの災害はいつ襲ってくるか分かりません。近年、自然災害の増加や被害が甚大化していることから、災害に対する地域住民の不安は大きくなっています。また、市民アンケートの結果においても、地区の防災体制について「重要」又は「やや重要」と回答した人が87.7%に上がっています。

もし災害が発生した場合に地域住民がお互いに協力して助け合い、被害を軽減するために必要な「共助」の力を高めるため、行政や社会福祉協議会などによる「公助」だけでなく、日頃から地域ぐるみで災害に備えた訓練に取り組んだり、気にかけて合うなど、地域のつながりを大事にすることが必要です。

行政が取り組むこと

- ①自主防災組織などの活動支援
- ②避難行動要支援者台帳・個別避難計画の整備
- ③避難支援協力員の確保
- ④防災意識の啓発
- ⑤防犯活動の推進

①自主防災組織などの活動支援（基地・防災対策課）

災害などが発生した場合に、自分たちの地域を自分たちで守るために活動する自主防災組織や防災リーダーの活動について、平時の訓練実施や資器材の導入などにより支援します。

市民アンケートにおいて、回答者の50.8%が「自分が住んでいる地域に自主防災組織があることを知っている」と回答しています。それぞれの自主防災組織における活動や、策定を進める「地区防災計画」が地域に周知されるよう、自主防災組織と連携して啓発を図ります。

②避難行動要支援者台帳・個別避難計画の整備（基地・防災対策課／福祉課）

災害発生時や災害のおそれがある場合に自力で避難することが難しく、特に支援が必要となる方（要支援者）を自治会ごとにまとめた「避難行動要支援者台帳」を随時見直し、適切な把握を行います。

また、避難時の持ち出し品、避難ルート、支援が必要な内容などの状況を要支援者ごとに把握し、災害発生時や災害のおそれがある場合のために備える「個別避難計画」について、避難行動要支援者台帳の情報と併せ、要支援者に係る介護度や障がいの程度などの情報を個別に把握するとともに、安否確認や避難の声かけなどに生かせるよう、庁内外の関係機関や自主防災組織と連携して整備を図ります。

③避難支援協力員の確保（福祉課）

災害の発生又は災害のおそれがある場合に、避難誘導や安否確認、声かけなどの支援を必要とする要支援者ごとに、地域の避難支援協力員の配置をお願いしています。

主に要支援者の近くに住む方やすぐに連絡が取れる方をお願いしていますが、要支援者の不安を軽減し、迅速な避難等ができるよう、今後も避難支援協力員の確保を図ります。

④防災意識の啓発（基地・防災対策課）

本市は過去にも地震や山津波など、大きな災害による被害を受けています。

これらの災害を教訓に、広報紙や防災講座等を通じて日頃からの啓発や防災意識を高める取組を進めます。

また、防災情報を正確に伝達するため、防災行政無線の整備を進めるとともに、市公式LINEやホームページなどにおいても情報発信や周知を図ります。

⑤防犯活動の推進（市民協働課／福祉課）

地域ぐるみで防犯活動に取り組み、安心・安全なまちづくりを目指します。

えびの地区防犯協会や各交番、駐在所連絡協議会とともに、地域安全運動期間中の防犯パトロールなどの啓発活動に取り組みます。

また、毎年1月に開催する「110番の日 市長旗争奪グラウンドゴルフ大会」の場を活用して、警察による防犯講話や110番操作の方法に関する説明を行ってもらうなど、参加者の防犯・交通安全の意識を高める機会を確保します。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ①災害ボランティアセンター運営訓練による備え
- ②安心お助けきずなカードの周知・啓発
- ③子どもを危険から守るためのサポート
- ④更生保護女性会へのサポート

①災害ボランティアセンター運営訓練による備え

災害が発生した場合、社会福祉協議会が主体となって、外部からのボランティア、近隣の社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターなど、地域の関係機関や団体の協力の下、災害ボランティアセン

ターを設置・運営するよう、えびの市と協定を締結しています。

災害時に効果的なボランティア活動が行われるためにも、防災訓練や災害ボランティアセンター運営訓練を通じて関係機関との連携や災害に対する備えを進めます。

②安心お助けきずなカードの周知・啓発

「安心お助けきずなカード」は、一人暮らしの高齢者の方々などの安心・安全を確保するため、民生委員・児童委員を通じて配布しているものです。カードには「本人情報」「緊急連絡先」「かかりつけ医などの医療に関する情報」「避難支援協力員」「非常時持ち出し品」などを記載して、自宅の冷蔵庫などの見える場所に張り付けておくことで、いざという時に必要な情報がすぐ分かるようにしておきます。

「安心お助けきずなカード」を活用することで、支援する人と支援を必要とする人が、それぞれ緊急時にすぐに対応することができるので、日頃からカードの備えを進めるとともに、地域の関係者に対する制度の周知・啓発を図ります。

③子どもを危険から守るためのサポート

民生委員は児童福祉法の規定により、子どもの健やかな育成や子育てに関する相談に応じる「児童委員」としても活動することとされています。また、中学校区ごとには、児童福祉に関する活動を専門とする「主任児童委員」が配置されています。

現在、民生委員・児童委員や主任児童委員により毎月第一・第三火曜日に子どもの登校見守り活動が行われているほか、登下校の際の通学路に危険箇所がないか確認し、関係機関へつなぐなど、子どもの安心・安全な環境づくりに努めています。

社会福祉協議会は民生委員・児童委員協議会の事務局として、通学路に設置するための啓発用のぼり旗や民生委員・児童委員が活動する際に車両に張り付ける啓発用マグネットを作成するなど、活動のサポートを行っており、今後も民生委員・児童委員や主任児童委員と連携して子どもを危険から守るための取組を推進します。

④更生保護女性会へのサポート

更生保護女性会とは、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、罪を犯した人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。毎年7月の「社会を明るくする運動」強調月間に合わせて公共施設等への七夕飾りや市内パレードを実施するなど、明るく安全なえびの市づくりに向けた取組を行っております。

更生保護は、立ち直りの支援や次世代を担う青少年の成長を願う、重要な活動です。保護司、宮崎保護観察所等の関係機関と連携を図りながら、地域で更生保護の心を育てる活動をサポートします。

基本目標Ⅱ みんなが役割を持つ「人材・担い手づくり」

(1) 地域活動を進めよう

コロナ禍において地域における様々な集まりや行事などが制限されたことで、みんなが顔を合わせる場が失われています。

一方、市民アンケート結果によると、「あなたが住んでいる地域のことで、何とかしなければならないと感じている問題はありますか」との質問に対し、61人が「地域の人が交流する場がないこと」を挙げており、地域住民において地域活動や住民同士の交流の必要性を感じていることが分かります。

これまで地域・行政・社会福祉協議会や関係団体が推進してきた取組や施設の活用などを通じてさらに地域活動を広め、それぞれが地域課題について考えることが重要です。

行政が取り組むこと

- ①地域福祉推進員の確保
- ②出前講座の活用促進
- ③老人福祉センターの活用促進
- ④高齢者クラブ活動への支援

①地域福祉推進員の確保（福祉課）

民生委員・児童委員や自治会長などの活動をサポートするとともに、地域活動への参加や地域福祉推進会議等に参加するなど、地域福祉の担い手として幅広く活動する地域福祉推進員を自治会ごとに配置しています。

令和7年度においては、すべての自治会に地域福祉推進員を配置することができており、それぞれ地域の実情に応じた活動をいただいているので、引き続き推進員の確保に努め、地域活動に取り組みやすい環境づくりを図ります。

②出前講座の活用促進（社会教育課）

市民が知りたい情報に応じて、市役所や公共機関の職員が直接地域に出向いて講話を行うなど、学びの場づくりを推進しています。

メニューは市政、福祉、健康、環境、市民参画、防災などの市政編が48講座、消防や防犯などの公共機関等編が17講座を設けております。各講座が積極的に利用されるよう、パンフレットを回覧板や関係団体の総会で配布するなど、周知と併せて利用しやすいメニューづくりに取り組みます。

③老人福祉センターの活用促進（福祉課）

老人福祉センターは、老人福祉法の規定により無料又は低額な料金で、高齢者が健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの場として利用できるよう設置されているもので、市内には無料で利用できる「老人福祉センター」と「高齢者交流プラザ」の2施設があります。

各施設では、高齢者クラブ連合会によるカラオケ学級や手芸学級が開催されており、高齢者の生きがいと健康づくりの場として活用されています。

高齢者が気軽に集い、楽しく地域活動ができるよう、また福祉バスなどにより身近に利用ができるよう、施設の活用促進を図ります。

④高齢者クラブ活動への支援（福祉課）

高齢者による仲間づくりを通じて生きがいや健康づくり、また生活を豊かにする楽しい活動に取り組むため、地域ごとに高齢者クラブが組織されています。長年の知識や経験を生かして、世代間交流や社会活動にも取り組んでいますが、定年制の延長や生活様式の変化、また役員の成り手不足などを背景に、クラブ会員数や単位高齢者クラブ数は減少傾向にあります。

団塊の世代が後期高齢者へ推移する中、会員数の確保に努め、魅力あるクラブ活動が継続できるよう、関係機関とともに高齢者クラブ・えびの市高齢者クラブ連合会への支援を図ります。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ①福祉団体への支援
- ②微助っ人（びすけっと）クラブの設立推進
- ③福祉バザーの開催
- ④楽しい地域活動を支援

①福祉団体への支援

えびの市社会福祉協議会では、「えびの市民生委員児童委員協議会」「えびの市高齢者クラブ連合会」「えびの市視覚障がい者福祉会」「えびの市赤十字奉仕団」「えびの市更生保護女性会」などの福祉団体事務局として活動支援を行っています。

各福祉団体が行う地域福祉活動が今後も地域住民へ広がっていくよう連携を図り、地域活動に関わる市民の増加に努めていきます。

②微助っ人（びすけっと）クラブの設立推進

令和4年度のモデル事業として、地域内のちょっとした困りごとを地域内で手助け・解決する活動を行う3つの「微助っ人クラブ」が発足しました。その後、地域における座談会や検討を経て、令和7年度時点で6自治会にクラブが発足しています。

活動内容は「地域内で笑って語り合う場」づくりや「地域内でできること」を地域内で協力して行うといった、高齢者等のニーズを踏まえたものとなっています。

これらの地域活動に取り組む団体が増えるよう、地域との話し合いを進めながら設立を図っていきます。

③福祉バザーの開催

社会福祉協議会が取り組む地域福祉活動の一環として、様々な事業の資金の一部とするために福祉バザーを開催しています。

たくさんの市民が地域福祉活動に役立ててもらおうと、自宅の使わない品物を持ち寄ってくださっており、福祉バザーの開催の際には市内外から多くの来客があります。

福祉バザーへの協力は、地域住民が取り組むことができる地域福祉活動の第一歩です。これからも地域福祉に触れる機会として開催を継続し、より充実した内容にしていきます。

④楽しい地域活動を支援

地域において「活動を始めたいが、どうやって進めたらいいのかわからない」「地域活動に関する情報が欲しい」など、地域活動には興味があるものの、取組のきっかけを必要とする場合があります。楽しい地域活動を進めるため、地域のユニークな取組を紹介するとともに、支え合い事業説明会や座談会を通じた啓発など、参加者の声を取り入れた地域活動を推進します。

(2) みんなで考える地域課題

少子高齢化の進行に伴い、地域における役員の成り手や活動の機会が減少しています。

市民アンケートの結果では、232人が「地域の役員の成り手がいないこと」、また140人が「住民同士のまとまりや助け合いが少ないこと」を地域課題として挙げています。

地域課題は一部の人だけでなく、地域全体で考えていかなければならないものです。

持続可能な地域福祉を推進していくためにも、一人ひとりが身近な課題に対して考え、主体的に地域を支え合う地域共生社会づくりを目指していきます。

行政が取り組むこと

- ①地域福祉推進会議の開催
- ②地域福祉推進員の活動促進・人材育成
- ③審議会等の充実
- ④制度の狭間の課題への対応

①地域福祉推進会議の開催（福祉課）

参加者が地域福祉について理解を深め、それぞれの立場で課題解決について考える場として、年に2回、中学校区ごとに「地域福祉推進会議」を開催しています。

会議には民生委員・児童委員、自治会長、地域福祉推進員が参加して、福祉、健康、防災、再犯防止など、毎回様々なテーマを設定し、地域福祉に関する話し合いや講話を行います。

参加者からの声や時機に応じた内容を企画し、地域課題などについて自ら考え、活動につなげることができるような会議づくりに努めます。

②地域福祉推進員の活動促進・人材育成（福祉課）

自治会ごとに配置をお願いしている地域福祉推進員は、地域の実情に応じた活動をしていただくとともに、住民が安心して楽しく暮らせるために民生委員・児童委員などの活動に対するサポートをしています。

また、幅広く地域福祉について考える人材や機会を確保してもらうため、任期を2年（再任可）と設定しています。

地域福祉推進員活動を通じて地域福祉に関心を持ち、身近な地域における福祉の取組が広がるよう、地域福祉推進員の活動や関係機関との連携を図ります。

③審議会等の充実（福祉課／子ども課／介護保険課）

行政が策定する各種計画や施策に対する審議・検証を行う場として、様々な審議会や協議会が設置されており、地域福祉の関係者や有識者などに委員として参加をお願いすることがあります。

これらの会議等は、地域福祉に関する課題等を直接聞くことができる機会であると同時に、施策に関する説明や周知を図り、理解を深める機会でもあります。

審議会等の充実を図るため、論点や説明を分かりやすくすることにより、幅広く意見交換や施策に関する議論ができるよう努めます。

④制度の狭間の課題への対応（福祉課）

生活困窮の状態に至っていないが社会とのつながりを必要とする地域住民や、福祉サービスが必要な状態であるにもかかわらず必要な支援が届いていない、又は支援を拒否するなど、既存の制度や支援だけでは対応が難しい場合、近隣住民や訪問機会のある事業者などの見守りや協力が必要となる場合があります。相談支援機関による支援制度に加え、既存の制度に当てはまらない課題に対しても早期に把握し、解決へ導くことができるような地域ぐるみの連携体制を整備していきます。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ①「ふくしの座談会」を通じた課題の把握
- ②地域福祉活動計画の検証
- ③地域課題に関する話し合いの場の確保

①「ふくしの座談会」を通じた課題の把握

少子高齢化が進む中、地域の現状や課題を正しく知り、「今、自分たちに何ができるのか」「これからの地域の担い手である若者に、何を残していくべきか」を考えることが必要です。

自分たちが住む地域の資源や課題などを語り合う場として、地区ごとに「ふくしの座談会」を開催し、課題解決に向けた取組や居場所づくり、「微助っ人クラブ」の設立などへつなげていきます。

②地域福祉活動計画の検証

地域福祉計画の策定と併せて、自治会ごとの活動目標や課題解決を示す「地域福祉活動計画」を策定します。

地域活動計画は、地域住民自身が「これから目指すべき地域の姿」や取組内容について話し合い、計画期間中の自治会活動に生かしていくものです。

随時、地域福祉活動計画において設定した目標や取組が順調なのか、うまくいっていないのか等の検証について話し合う場を設け、よりよい地域活動を目指す環境づくりを進めます。

③地域課題に関する話し合いの場の確保

地域住民を対象とした話し合いや座談会について、世代や分野を問わず幅広い住民が参加できるよう、開催方法や内容を検討していきます。

話し合いをより充実させるため、地域ごとの人口の推移や年齢層の推移などのデータを提供するなどの工夫に取り組みます。

(3) 人と人との交流・人と地域資源とのつながり

市民アンケートの結果では、地域活動への住民の参加について76.7%の回答者が「重要」「やや重要」と回答したのに対し、現状について「満足」「やや満足」と回答した割合は52.1%となっており、地域活動の重要性は高いが満足度が低いと考える人が多いことを示しています。

地域共生社会づくりを進めるためにも、世代・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」などの関係を超えて、地域の多様な住民が集まり、つながるための施策を推進します。

行政が取り組むこと

- ①世代間交流活動支援
- ②高齢者の生きがいづくり
- ③市民ニーズの把握と活用
- ④相談支援機関の人材確保と連携

①世代間交流活動支援（市民協働課）

まちづくり協議会が行う自治会連携事業により、地区内の2以上の自治会が連携し、どんど焼きや夏祭り、体育大会を通じた世代間の交流が行われています。

また、えびの市地域活性化活動奨励事業等補助金を活用したそば打ちやしめ縄づくりに取り組むなど、自治会においてそれぞれの地域の特色を生かした世代間の交流が続けられています。

これらの地域活動を通じて、伝統行事などの地域資源を次世代へ引き継ぐ人材づくりや担い手づくりを促進します。

②高齢者の生きがづくり（福祉課）

高齢者が健康で生きがいをもって暮らすことができるよう、高齢者クラブ連合会が実施する高齢者学級による生きがづくりを推進します。

現在は「カラオケ学級」「レクダンス学級」「手芸学級」「生花学級」が開催されていますが、高齢者が楽しく参加できる講座の開設要望にも対応できるよう、現状の把握や高齢者クラブ連合会との意見交換に努めます。

③市民ニーズの把握と活用（福祉課）

市民アンケートで「地域住民同士が支え合えるようになるには、何が重要だと思いますか」と尋ねたところ、最も多かった回答が「住民自身がつながりを大切にすること」であり、「プライバシーを守る人間性を大切にすること」「相談しやすい環境をつくること」「住民同士が知り合うきっかけが増えること」「身近に住民が交流する場があること」「地域のちょっとした困りごとを地域で解決する仕組みをつくること」などの順に続きました。

これらの市民ニーズを把握し、地域住民同士がつながるような取組を各種計画や施策へ反映させることにより地域福祉の向上を図っていきます。

④相談支援機関の人材確保と連携（福祉課）

令和7年度から本格的に取り組んでいる「重層的支援体制整備事業」において、多機関による相談支援事業を通じた連携を図ります。

人口減少が進む中、相談支援機関に携わるスタッフについても地域資源として捉え、持続可能な相談支援体制を図る必要があります。人材確保とともに、複雑化・複合化した課題をチームで支援する体制づくりを進めることにより、包括的な支援体制を目指します。

社会福祉協議会が取り組むこと

①ボランティア体験事業を通じた交流

②こども・地域食堂の充実

①ボランティア体験事業を通じた交流

えびの市における高齢化率は令和7年4月1日時点で45.68%となっており、高齢化の進展に伴い一人暮らしの高齢者が増加しています。地域の高齢者の困りごとが増える中、今、自分達でできることを考えて行動に移せる若い力が求められています。

このため、中学生を対象に「ボランティア体験事業（困りごとお助け隊）」として、自分達でできるお手伝いを体験してもらい、人のために役立つ喜びや達成感を見出す機会を作ることにより、世代間交流を図るとともに自分が住んでいる地域を見つめ直し、人と人がつながる地域づくりを目指します。

②こども・地域食堂の充実

えびの市ボランティアセンターにより月に1回開催・運営している「カレーの日（こども食堂）」は、これまで参加対象を「子どもと親」に限定していましたが、令和7年度より名称を「カレーの日（こども・地域食堂）」に改め、地域住民が誰でも参加できるよう対象を拡充しています。

カレーの日（こども・地域食堂）では食事だけでなく、レクリエーションや体験活動など、季節ごとに楽しいイベントも開催しています。こども達の元気な姿を身近に感じ、世代を問わない交流の場として継続できるよう、開催日の幅広い周知やボランティア活動の環境整備を進めます。

基本目標Ⅲ 安心できる「支援体制づくり」

(1) 福祉サービスの推進と連携

地域共生社会において求められる姿は、「制度や分野」「支える側・支えられる側」を超えてみんながつながり、誰もが安心して暮らせる社会づくりです。

地域において相談できる相手がいることや、みんなが役割を持ち、安心して活躍できる社会を目指すためにも、支援が必要なときに、必要な福祉サービスや相談を受けることができる体制が必要です。

複雑化・複合化した課題に対しては幅広く関係機関が連携し、支援できる仕組みづくりを進めるとともに、これまで同様、一つ一つの課題に応じた支援を続けていくことも必要であり、介護・子育て・障がい・生活困窮の各分野をはじめとする相談支援機関において、それぞれが担当する相談受付や支援・サービスをしっかりと提供できるような施策を展開します。

また、地域福祉計画は高齢者福祉、障がい福祉、児童福祉などの各福祉分野における個別計画の上位計画となるものです。それぞれの計画に基づき、適切な福祉サービスや質の確保に努めます。

行政が取り組むこと

- ① 高齢者支援
- ② 障がい者支援
- ③ こども・子育て支援
- ④ 生活困窮者等に対する横断的な支援
- ⑤ 福祉以外の分野との連携

① 高齢者支援（福祉課／介護保険課／企画課／財産管理課／建設課）

「えびの市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を送ることができるよう、地域包括支援センターの運営等を通じた介護・福祉医療などに関する相談対応や介護サービスの安定的な運用に努めます。

高齢者の経済的な負担を軽減するとともに、買物などの移動手段を確保するため、タクシー利用助成事業や移動スーパー事業、公共交通等に関する周知を図ります。

カラオケ学級、レクダンス学級、手芸学級、生花学級を実施する「高齢者の生きがいと健康づくり事業」を推進し、高齢者に喜ばれる施策を進めます。

市道や公営住宅などの段差解消や側溝への蓋設置など、高齢者にやさしいバリアフリーのまちづくりを推進します。

②障がい者支援（福祉課）

障がいのある人やその家族が安心して暮らすことができる環境づくりを進めるため、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画を一体的にまとめた「えびの市障がい者プラン」による施策を推進します。

「にしもろ基幹相談支援センター」による福祉サービス利用や制度の活用に関する各種相談、情報提供、関係機関との連携など、総合的な支援を行います。

保険・医療・介護や教育・就労などの分野と連携し、暮らしや年齢に応じて適切な支援を継続します。

障がいの有無にかかわらず地域活動やスポーツ・文化活動に取り組む環境づくりに努め、ニーズ調査やアンケート調査結果を生かしながら社会参加を促進します。

③子ども・子育て支援（子ども課／学校教育課）

すべての子どもや若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送る事ができる社会を目指し、「えびの市子ども計画」に位置付けた施策を推進します。

また、保護者が子育てについて独りで悩むことの無いよう、母子保健と児童福祉に関する一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」の運用を通じた積極的な情報提供とともに、こどもの貧困やヤングケアラー、犯罪から守る取組など、関係機関と連携しながら子どもを取り巻く環境の改善に努めます。

少子高齢化が進む中、地域全体で子どもを見守り、支える環境づくりが必要です。国や県の動向を注視しながら、子育てに係る経済的負担の軽減など、求められるこども施策の推進を図ります。

④生活困窮者等に対する横断的な支援（福祉課）

生活・仕事支援室を中心に、就労や生活に関する相談窓口などの関係機関と連携を図りながら、生活困窮者の状況に応じて「就労支援」、「就労準備支援」、「住居確保支援」、「家計改善支援」を行うなど、自立に向けた包括的な支援を継続します。

既存の制度では就労支援が難しいケースや自立のために必要な場合は、参加支援事業へつなぐなどの対応や、庁内部局と連携した支援を検討するなど、横断的な支援を図ります。

⑤福祉以外の分野との連携（福祉課）

これまでの「課題解決型」による個別の支援に加え、課題を抱える当事者やその家族などが置かれた状況や要因も複雑化・多様化していることから、各相談支援機関との連携がより重要となってきています。一方、人口減少が進む中、各相談支援機関・施設やそのスタッフについて、私たちのまちにおける「地域資源」と捉え、持続可能な福祉サービスについて考えなければなりません。

地域福祉の中心的役割を果たしている「えびの市社会福祉協議会」をはじめ、高齢・障がい・子育て・

生活困窮などの福祉分野以外にも、交通・租税・住宅・まちづくり・教育・人権など、幅広い分野が連携して支援を継続していくことができるよう、支援会議の開催や、課題が複雑化する前の予防的な取組について共通認識を深めていきます。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ①高齢者支援
- ②障がい者支援
- ③こども・子育て支援
- ④生活困窮者支援
- ⑤地域における社会福祉事業の充実・協働

①高齢者支援

社会福祉協議会において受託又は実施している居宅介護支援事業、訪問介護事業、通所介護事業、高齢者給食サービス事業、生活支援コーディネーター事業など、高齢者やその家族の意向を踏まえたきめ細かな支援を推進します。

また、本格実施に取り組んでいる「重層的支援体制整備事業」により、これまでも実施している高齢者支援事業をさらに推進するとともに、「介護者のつどい（和の会）」など、高齢者に寄り添った福祉のまちづくりに努めます。

②障がい者支援

障がいのある人が必要なサービスを利用し、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、相談支援事業所の機能強化を図ります。

障がいのある人に関するニーズや課題、目標はそれぞれ違っており、一人ひとりに応じた障害福祉サービスの提供が必要です。利用者のニーズなどに適切に対応できるよう、研修への参加やひきこもりサポーターの取得など、スタッフのスキルアップに努め、サービス等利用計画の作成などに生かします。

③こども・子育て支援

えびの市内の18歳までの子どもがいる世帯のうち、ひとり親世帯や何らかの理由で自立した就労ができないなどの事情を抱えた世帯に対し、定期的に食材を届けるこども宅食事業「田の神さあの贈りも

の」により、子育て支援を図ります。

食材はフードドライブ活動などによる寄付により集められています。地域住民と子育てを応援するとともに、必要な支援が受けられるよう、状況に応じて関係機関へつなぐなどの連携体制を継続します。

④生活困窮者支援

みやぎき安心セーフティネット事業や生活福祉資金貸付事業などの周知・啓発を図り、経済的な自立や生活再建の機会を確保します。

また、生活困窮の状態となっている要因が複雑化・複合化している場合は関係機関と連携して支援を行うなど、世帯の全体像を把握するとともに、支援を必要とする状態であるにもかかわらず支援を受けることができていない状態となっている世帯に対し、支援を届けることができるよう、アウトリーチ（こちらから出向くこと）等を通じた継続的な支援を図ります。

⑤地域における社会福祉事業の充実・協働

複雑多様化した地域生活課題に対応するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興に努めます。また、これまで実施してきた地域福祉活動がさらに充実するよう、社会福祉法の規定に基づき、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業を推進します。

(2) みんなで支える健康と長寿

まちづくりの主役は地域住民です。地域住民が積極的に活動や話し合いの場に参加したり、触れ合うことにより、みんなが笑顔になり、「えびの市に暮らしてよかった」と思える機会をみんなで作る必要があります。

そして、地域住民同士で支え合うためには、健康であることも大切です。

市民アンケートにおいて、「あなたは普段、どのような悩みや不安を感じていますか」との問いに対し、最も多かった回答は「自分の健康」であり、続いて「家族の健康」となっており、半数近くの回答者が健康関係に対する悩みや不安を感じていることが分かります。

年を重ねても楽しく元気に、住み慣れたまちで暮らしていけるよう、自分で取り組むことができる健康づくりやレクリエーションに参加できるような環境づくりに取り組むとともに、高齢者の閉じこもり防止や認知症予防など、周囲の関わりを通じて地域づくりが広がっていくような施策を、地域や関係機関とともに推進します。

行政が取り組むこと

- ①認知症施策の推進
- ②心と体の健康づくり
- ③高齢者が楽しく運動できる環境づくり
- ④みんなでお祝いするご長寿

①認知症施策の推進（介護保険課）

誰もが認知症になり得る中、市民一人ひとりが認知症への正しい知識を持ち、認知症と共に希望をもって生きるという考え「新しい認知症観」※¹を自分ごととして理解できるよう啓発を図ります。

また、認知症の人やその家族等と共に、認知症の人の意思が尊重され、認知症の人が社会の一員として活躍できる「共生」のまちづくりを進めます。

「新しい認知症観」※¹

認知症になってからも、一人ひとりが個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望をもって自分らしく暮らし続けることができるという考え方。

②心と体の健康づくり（健康保険課）

令和6年3月に策定した「元気で健幸なえびの市づくり計画」に基づき、各種健（検）診に対する受診率向上や保健指導の取組を推進し、重症化予防の重要性について啓発を図ります。

また、病気や介護のこと、家族のこと、経済的な不安など、生活上の不安や課題の複合化は誰にでも起こり得ることです。心の健康づくりについても啓発を図るとともに、身近な相談窓口の周知や必要に応じて訪問するなど、相談者に寄り添った対応に努めます。

③高齢者が楽しく運動できる環境づくり（社会教育課／福祉課）

まちづくり協議会、自治会、総合型地域スポーツクラブなどによるスポーツ大会を推進し、高齢者が気軽に参加できる環境づくりを推進します。

自分の体力を知り、無理のない運動に取り組むためにも、まちづくり協議会やスポーツ推進委員による体力テストを通じて健康寿命を延ばす取組を推進します。

「市長旗争奪グラウンドゴルフ大会」や高齢者クラブ連合会によるグラウンドゴルフ大会に多数の高齢者が参加できるよう、関係機関と楽しい内容を企画するなどの支援を行います。

④みんなで祝いすご長寿（福祉課）

コロナ禍における人の集まりの自粛があったものの、各地域において開催方式を工夫しながら敬老会が行われています。これまでのご苦労や経験を生かした地域づくり活動に感謝し、ご長寿をお祝いする敬老会がより充実したものとなるよう、敬老会への積極的な参加や長寿に関する本市の状況の公表など、地域とともに長寿社会を支える取組を進めます。

また、「いい夫婦の日＝11月22日」にちなんで毎年11月に開催している金婚者祝賀会について、より多くのご夫婦に参加いただけるよう、これからも夫婦の絆を深め、末永い幸せが続くことを願うための機会づくりに努めます。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ①ご長寿「ほっこり夫婦」祝賀会
- ②高齢者レクリエーションの充実

①ご長寿「ほっこり夫婦」祝賀会

二人の年齢が合わせて176歳（①いつまでも⑦なか⑥むつまじく）となる夫婦を対象に、これまでの苦労を労うとともに今後の末永い幸せを願う「ほっこり夫婦」祝賀会を開催しています。

みんなで祝いし、喜んでもらい、これからも生きがいと夫婦の仲睦まじい暮らしを支えています。たくさんの対象夫婦が参加できる祝賀会となるよう、内容を充実させていきます。

②高齢者レクリエーションの充実

ほっこりサロンや地域活動において、地域の高齢者が楽しく参加できるようなミニゲーム、工作、製作などの活動を行っています。また定期的に「ささえあい通信・私の元気！チャレンジノート」を配布しており、自宅でする脳トレや介護予防に関する情報提供を行っています。

参加者の意見やリクエストを取り入れながら、これからも多くの地域住民が参加できるようなレクリエーションの場づくりに努めます。

(3) 権利擁護の推進とサポート

年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、すべての住民がいきいきと暮らしていくためには、高齢者や子ども、障がいのある人などに対する配慮や地域での啓発が必要であると同時に、生活上の課題や悩みに対するサポート体制も重要となります。

また、当事者の判断能力の低下などに伴い、新たな課題や被害を生むおそれがあるため、家族や親族、施設の関係者などが相談できる機会や、必要に応じて一緒に支援する体制づくりも求められています。

ケースに応じて関係機関と迅速な対応ができるよう連携を図るとともに、相談窓口の周知や権利擁護に関する啓発など、日頃から地域住民の権利擁護に対する意識を高める取組を進めます。

行政が取り組むこと

- ① 成年後見制度の推進・啓発
- ② 子どもや若者の成長を支える
- ③ 暴力（DV）・虐待の防止

① 成年後見制度の推進・啓発（介護保険課／福祉課）

「中核機関にしもろ地区権利擁護推進センターつなご」をはじめとする関係機関と連携し、判断能力の低下があり頼れる身寄りがない方の財産管理や福祉サービスの手続きなどを行う成年後見人制度の利用促進を図っています。

啓発活動として、市広報への相談窓口の掲載、中核機関つなごによる成年後見啓発イベントや市民後見人セミナー、無料相談会等を実施するなど、周知活動に努めるとともに利用しやすい環境づくりに取り組みます。

② 子どもや若者の成長を支える（子ども課／学校教育課）

子どもや若者の健やかな成長には、地域全体の子育てに対する理解や協力が必要です。また、子どもが自らSOSを発信し、相談することが難しい場合も多くあります。児童委員や主任児童委員、保育施設などと連携しながら、地域の子育て力を高め、子どもの権利を守るための取組を進めます。

子どもに対する虐待を防ぐとともに、虐待が発生した場合は児童相談所、教育機関や支援機関と連携して対応します。

ヤングケアラーによって子どもの権利が失われることがないように、相談できる環境づくりや家庭相談員による対応、子ども宅食を通じた訪問、面談など、あらゆる機会を活用した権利擁護の推進を図ります。

③暴力（DV）・虐待の防止（総務課／福祉課／介護保険課）

「えびの市男女共同参画基本計画」に基づき、配偶者等からの暴力（DV）をはじめとする、すべての人の人権を侵害するあらゆる形態の暴力を無くすための取組を関係機関とともに推進し、相談窓口の充実を図ります。また、「えびの市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等に寄り添った支援を実施していきます。

高齢者や障がいのある人に対する虐待を防ぐため、高齢者虐待防止連絡協議会による情報共有や宮崎県障がい者権利擁護センターとの連携を通じた啓発・虐待防止や対応に取り組みます。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ①「あんしんサポート事業」の充実
- ②日常生活における心配ごと・法律相談の実施
- ③権利擁護推進センターとの連携

①「あんしんサポート事業」の充実

障がいや認知症などにより判断能力が十分ではない人で、自身での福祉サービス利用手続きが不安な人や預金管理、公共料金等の支払いなどが不安な人に対しては、福祉サービスの利用手続き支援や日常の金銭管理支援を行う「日常生活自立支援事業（あんしんサポート事業）」を通じて、課題を抱える人が安心して日常生活を送るための権利擁護を図っていきます。

②日常生活における心配ごと・法律相談の実施

日常生活上の心配ごとに対するアドバイス・援助や法律上の権利関係に対する支援のため、定期的に「心配ごと相談」や「無料法律相談」を実施しています。

課題に対するヒントや解決の方策が見つかるようサポートするとともに、相談窓口が分からなかったり「どのように話してよいか分からない」など、権利が侵されている状態にもかかわらず一人で悩むことがないように、「社協だより」や地域活動を通じて周知を図ります。

③権利擁護推進センターとの連携

社会福祉協議会が実施する各種福祉サービス事業や相談支援事業において、課題や相談内容に応じて

社会福祉協議会の担当や行政、各相談支援機関の福祉サービスにつながりますが、金銭管理などに関する課題については、相談者が権利擁護に関する課題であると気づかなかつたり、成年後見制度による支援が必要な場合もあります。

権利擁護や成年後見制度の利用が必要な方に支援が行き届くよう、地域連携の中心的な役割を担う「中核機関にしもろ地区権利擁護推進センターつなご」との連携を強化し、包括的な支援体制づくりを推進します。

(4) 社会とのつながり支援（孤独・孤立対策）

新型コロナウイルス感染症の拡大による地域活動の制限やインターネットの普及、働き方の多様化など、私たちを取り巻く状況は変化しており、「生きづらさ」を背景とした自殺の増加、生活困窮、ひきこもりなど、新たな社会的課題が顕在化しています。

また、高齢化の進展とともに独り暮らしの高齢者が増加しており、今後も増加が見込まれていることから、支援や社会とのつながりなどが届いていない、いわゆる「孤立死」の増加が強く懸念されています。

こうしたことから、令和6年4月に施行された「孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）」の第2条において、「孤独・孤立は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであること」「孤独・孤立は社会全体で対応しなければならない問題であること」「これまで推進してきたあらゆる施策に孤独・孤立対策の視点を組み入れていくことが重要であること」が基本理念として掲げられています。

課題を抱える人が一人で悩みを抱え込んだり、課題の複雑化・複合化を防ぐためにも、それぞれの立場で考え、できることに取り組み、地域全体でつながりを広げることが重要です。

行政が取り組むこと

- ①孤独・孤立対策の推進
- ②ひきこもりやその家族への支援
- ③多機関協働等の取組

①孤独・孤立対策の推進（福祉課）

孤独・孤立に関する現状等を踏まえ、「孤独・孤立対策推進法」における地方公共団体の努力義務規定として「当事者の状況に応じた施策の決定及び実施」「地域住民を含めた関係者（団体）との連携」「積極的な啓発活動」「相談支援」などが示されています。

本市における孤独・孤立対策を効果的に推進するため、「孤独・孤立対策地域協議会」を設置し、本市の現状や情報を共有するとともに、当事者等への具体的支援につなげていきます。

②ひきこもりやその家族への支援（福祉課／こども課／健康保険課／介護保険課）

ひきこもりは広い意味で「孤独・孤立」状態にある、又はそのように感じている人であり、生きづらさを抱えている状態の人です。世代や経済的な状況などを問わず起こり得る課題なので、分野を超えた連携や支援が必要となります。

国は、ひきこもり状態にある人やその家族に関わる全ての支援者にとっての参考となるよう、基本的な考え方や支援のポイントなどをまとめた「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」を令和7年1月に策定しました。

ハンドブックを「地域福祉・高齢者・こども・子育て・精神保健」などの関係機関と共有し、当事者自身がこれからの生き方や社会との関わり方を決める「自立」を目指した支援を図っていきます。

③多機関協働等の取組（福祉課）

孤独・孤立状態となった背景は当事者それぞれ違っており、課題が複雑化・複合化している場合もあるため、当事者の全体像を把握し、課題を解きほぐすなどの支援が必要になります。

また、当事者が自ら支援を求めることができなかつたり、支援が必要であるにもかかわらず必要な支援が届いていない状態にあることも考えられます。

このため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援に一体的に取り組む重層的支援体制整備事業の「多機関協働等事業」を通じて、支援する側が出向いて課題を把握する「アウトリーチ等を通じた継続的支援」やオーダーメイド型により社会参加の場づくりを行う「参加支援」を活用した伴走型支援を強化します。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ①「わくわく・お出かけサロン事業」の充実
- ②交流会の企画・参加促進
- ③支援機関や地域との連携

①「わくわく・お出かけサロン事業」の充実

地域福祉推進事業として、外出が難しい高齢者を対象とした買い物支援活動を行っています。

高齢になるにつれ、車の運転ができなくなったり閉じこもりがちになるなど、周囲とのつながりを保つことが難しくなる場合があるため、健康チェックや付き添いボランティアの同行など、交流や外出の楽しみの場づくりに努め、高齢者の孤独・孤立を防ぎます。

②交流会の企画・参加促進

障がいのある人やひきこもり状態にある人などを対象とした「びあ交流会」を充実させます。

社会とのつながり支援は「一歩ずつ支援する」ことが必要です。参加者が気軽に、負担を感じないような交流会を企画し、人との関わりや交流を持つことを目指します。

また、当事者に関わる家族や関係者同士が悩みを打ち明け、共感できる場が求められています。

ひきこもりサポーターや支援団体と連携しながら、家族会の設立について検討を進めていきます。

③支援機関や地域との連携

社会福祉協議会において、課題を抱える人を訪問して当事者からの声を直接聴く機会は多く、既存の地域福祉事業や福祉サービス事業において課題を把握する場合も少なくありません。

このような場合、社会福祉協議会によるアプローチが支援の始まりとなるため、支援につなげるためにも当事者の気持ちに寄り添った対応が必要となります。

課題に適切に対応し、社会とのつながり支援を進めるためには、これまで培ってきた各支援機関との連携が不可欠であるため、支援会議や情報共有を通じた連携を強化していきます。

また、現在取り組んでいる「ふくしの座談会」や「地域福祉推進会議」などを通じた居場所づくりや悩みを相談できる人づくりを推進することにより、「一人ではない」と感じられる社会を実現することができます。

社会福祉協議会が取り組む事業や地域住民を対象としたすべての事業が「社会とのつながり」への第一歩となるよう、地域とともに進んでいきます。